

（内閣府公益法人行政担当室）

項 目 名	公益法人のみなし寄附金に係る損金算入限度額の算出方法の見直し		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	公益法人が収益事業から公益目的事業に資金等を繰り入れる場合において、当該繰入額が実額ベースでみなし寄附金として損金算入されるよう、損金算入限度額の算出方法を見直す。 <関係条文> 法人税法第 37 条 法人税法施行令第 73 条、第 73 条の 2 法人税法施行規則第 22 条の 5		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 公益法人による公益目的事業の展開を促進し、公益法人による社会的課題の解決に向けた取組を促進する。 (2) 施策の必要性 公益法人については、中期的収支均衡（令和 6 年の公益法人制度改革前は収支相償）の基準の下（※1）、公益目的事業による収益だけではその実施のための資金が不足すると見込まれることなどを踏まえ、収益事業から公益目的事業への繰入額については寄附金とみなして一定限度額までの損金算入が認められている（みなし寄附金）。 現行制度では、法人の収益構造によっては収益事業から公益目的事業への繰入額の一部が損金算入されない状態となっており（※2）、法人の収益構造にかかわらず、収益事業から公益目的事業への繰入額が実額ベースでみなし寄附金として損金算入されるよう損金算入限度額の算出方法を見直すことで、公益目的事業による収益だけでは資金が不足する法人が積極的に公益目的事業に取り組めるようにする必要がある。 ※1 収支相償と中期的収支均衡について ・収支相償：公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えてはならないとするもの。 ・中期的収支均衡：公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用に充てることにより、中期的（5 年間）に収支の均衡が図られるようにしなければならないとするもの。 ※2 みなし寄附金の損金算入については、所得金額の 50%に相当する金額の損金算入限度額が認められるほか、収益事業から 50%超を繰り入れる法人については、みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施のために必要な金額として算定された額（公益法人特別限度額）までの損金算入が認められてきた。 この点、令和 6 年の公益法人制度改革において、収支相償の基準が中期的収支均衡の基準に改正されたことにあわせて、公益法人特別限度額の基礎となる公益目的事業実施必要額の算定方法が見直され、過年度の欠損額（過年度特例残存欠損額）の通算を行うとともに、収益事業の収益の 50%を公益目的事業実施必要額から控除する扱いとされた。 当該取扱いの変更に伴い、収益事業から公益目的事業に 50%超を繰り入れる公益法人については、その収益構造等によっては、収益事業から公益目的事業への繰入額の一部が損金算入されず、法人税の課税ベースが拡大するケースが生じている。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		▲2,100 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策 19】公益認定等 【施策 24】公益法人制度改革等の推進
		政策の達成目標	公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備し、民間公益活動の活性化につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和6年度税制改正要望（公益法人制度改革に伴う所要の措置）